**令和７年度**

**伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１**

**緊急時対応体制構築業務委託**

**特記仕様書**

**伊勢崎市**

**清掃リサイクルセンター２１**

**１．業務名**

伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１緊急時対応体制構築業務委託

**２．業務目的**

伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１では、１日あたり約１５０ｔの燃えるごみが搬入されており、２４時間体制で３基の焼却炉により、焼却処理を行っている。

本施設は供用を開始してから、２５年が経過しており、焼却炉等の施設の老朽化が進んでいることに加え、不適正なごみの搬入により、施設の稼働を停止せざるを得ない状況が多数発生しており、施設の安定した稼働を維持することが課題となっている。

このような状況を踏まえて、本施設が事故や広域的な自然災害の発生により、燃えるごみの処理が出来なくなるとともに、周辺の市町村の支援も得られない状況となった場合には、民間事業者との協働により、搬入される燃えるごみについて、迅速かつ適正に対応を図り、円滑に外部搬出する方策を構築しておく必要があると考えている。

ついては、本業務は、伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１緊急時対応体制構築業務として、本施設に搬入される燃えるごみについて1日あたり３０ｔ、延べ５日間、別途に受入れを行い、緊急時の対応体制の構築を図り、外部搬出を行うものである。

本業務の実施にあたっては、緊急時の燃えるごみの搬入-搬出に関する導線計画、燃えるごみの仮置き場の設置位置、積込みに必要な重機及び掛かる時間、運搬に必要となる車両の種類及び台数について検証を行い、不測の事態への備えを行うとともに、職員が実地の訓練を通して経験を積み重ねることにより、緊急時における対応体制を構築するものである。

また、緊急時における民間事業者との協働の形成を図り、搬入される燃えるごみについて、円滑な積込み、運搬、処分を実施するものである。

加えて、市外に一般廃棄物を搬出する場合には、搬出先の地方公共団体との「事前協議」が必要になることから、本業務により「事前協議」を締結しておくことにより、不測の事態が発生した場合には、迅速な対応が可能となるものである。

**３．履行予定期間**

令和７年８月１日から令和７年１０月３１日までとする。

**４．業務内容**

本業務は、本施設に搬入される燃えるごみについて１日あたり３０ｔ、延べ５日間、別途に受入れを行い、緊急時の対応体制の構築を図り、外部搬出を行うものである。

外部搬出にあたっては、本施設からの燃えるごみの積込み、運搬、焼却処理施設における焼却処分及び、燃えるごみを処分した焼却処理施設からの焼却灰の運搬、埋立処理等に係る一連の業務を適正に行うものとする。

また、受注者は、下記について綿密な協議を行うとともに、燃えるごみの処理に関する経過状況や集計結果、課題等の提出を行うこととする。

* 燃えるごみの搬入-搬出に関する導線計画について
* 燃えるごみの仮置き場の設置位置について
* 積込みに必要な重機及び掛かる時間について
* 運搬に必要となる車両の種類及び台数について
* 本業務に係る中間処理施設及び最終処分場等について
* 搬出先の地方公共団体との「事前協議」について

本業務の燃えるごみの積込み、運搬、処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）によるとともに、環境省通知（環廃対発第080619001号及び環廃対発第1410081号）による「廃棄物処理法上、市町村は一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。」及び、「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」等のことに基づいて、適正に業務を行える者をプロポーザルにより選定して受注者とする。

また、これを踏まえて、本業務における燃えるごみの処分に係るｔあたりの見積もり額を参考として提出するものとする。

**５．本業務の実施**

本業務の実施にあたっては、プロポーザルの提案に基づき、本委託の監督職員等と綿密な協議を行うこと。協議の結果、変更の必要性が生じた場合には、変更内容について検討を行い、実施を図ること。

**６．提出書類**

本業務の実施にあたっては、業務の目的、履行期限等を踏まえて、業務の実施工程、実施方針及び、実施手順を定めた業務実施計画書を作成し、承認を得るものとする。

また、受注者は、本業務の実施に伴う協議において、必要となった書類については、速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

**７．業務報告**

受注者は、業務終了後に実績報告書を速やかに提出すること。

**８．疑義**

諸規定及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者により協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

**９．事故の対応**

本業務中に車両事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告した上で、受注者が全責任を持って誠実に解決すること。また、すみやかに事故の概要を記載した事故報告書を発注者に提出すること。

**10．緊急連絡及び処理体制の確保**

常時、発注者と連絡が取れる体制を確保し、連絡先等を予め発注者に書面にて通知すること。

特に、災害時や緊急時等、発注者から指示があった場合に直ちに対応できる連絡体制及び処理体制を確保すること。

連絡体制に変更が生じる場合は、新体制が開始する月の前月の末日までに発注者に報告すること。

**11．その他**

本特記仕様書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び伊勢崎市契約規則等関係法令の定めによるとともに、本業務の監督職員等と協議を行うこと。